

東京育成園本館外壁改修工事

1. 入札参加条件

- (1) 建設業法第 28 条に定める指示、又は営業停止を受けていないこと。
- (2) 発注工事に対応する技術者を建設業法第 26 条に定める技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できること。
- (3) 同工種で、同規模工事等以上の建築工事を施工した実績があること。
- (4) 入札公表の日から入札の日までの間に東京都において指名停止の措置を受けていない者であること。

2. 指名業者選定基準

(1) 選定の判断事項

以下に掲げる各事項を参考に入札参加予定業者の順位付けを行い、指名業者を選定する。

- ① 経営及び信用の状況
- ② 既発注工事の施工成績
- ③ 発注工事施工についての技術的特性
- ④ 発注工事の内容に適した専門性
- ⑤ 施工中の既発注工事の進捗状況

(2) 指名の制限事項

法人は、次の各号の一に該当するものを指名することはできません。

① 不誠実な行為があるもの

ア 東京都競争入札参加者指名停止措置要綱（平成 6 年 9 月 30 日付 6 財経総第 756 号財務局長決定）に基づく指名停止期間中であるなど指名から除外する期間中である者

イ 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置要求に従わない等、請負契

約の履行が不誠実である者

ウ 東京都発注の工事請負契約につき、関係行政機関等からの情報により下請契約関係が不適切であることが明確である者

②経営状況が著しく不健全である者

③法人が事前に発注工事に応じて公表する条件を満たさない者

④前各号のほか、1の各号を調査した結果、指名することが不適切と認められる者

3. 入札予定価格

指名決定業者にのみ通知する